

上越市空き家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、上越市空き家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織、沿革及び事務分担（法人の各部署の業務内容等をいう。）を記載した書面
- (5) 法人の直近の事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 法人の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空き家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(支援法人の指定等)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空き家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条第1項の規定により指定を取り消された日から2年を経過しない団体でないこと。
- (3) 暴力団員（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（以下「暴力団員等」という。）が当該事業活動を支配するもので

ないこと。

(4) 役員のうち、次のいずれかに該当する人がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない人

オ 暴力団員等

(5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置が講じられていること。

(7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 市税を滞納していないこと。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、支援法人の指定の可否を決定したときは、上越市空き家等管理活用支援法人^{指定}通知書（第2号様式）により通知_{却下}するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援法人の指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

（有効期間）

第4条 支援法人の指定の有効期間は、指定した日から起算して5年間とする。

（名称等の変更等）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、上越市空き家等管理活用支援法人名称等変更届出書（第3号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ上越市空き家等管理活用支援法人業務変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による変更の届出を受けたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び届出を受けた年月日を公示するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに上越市空き家等管理活用支援法人業務廃止届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定

による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 支援法人は、毎年度、翌年度4月末日までに、当該年度における法第24条各号に規定する業務の実施状況を記載した市長が別に定める空き家等管理活用支援法人業務実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、空き家等管理活用支援法人業務実施状況報告書のほか、当該内容について関係者から説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(支援法人に対する改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、当該業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、第3条第2項の規定により指定を受けた団体が法第25条第3項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、支援法人の指定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正な手段により指定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、上越市空き家等管理活用支援法人指定取消通知書（第6号様式）により通知するとともに、取り消した旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

第1号様式（第2条関係）

上越市空き家等管理活用支援法人指定申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

法 人 の 住 所

法人の名称又は商号（フリガナ）

代 表 者 氏 名

事務所又は営業所の所在地

担 当 者 名

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）
第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を
添え、申請します。

記

- 1 定款の写し
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織、沿革及び事務分担（法人の各部署の業務内容等をいう。）を記載した書面
- 5 法人の直近の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 法人の当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの空き家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

指定
上越市空き家等管理活用支援法人 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けでの申請のあった空家等管理活用支援法人の指定について、
と お り 指 定
次の したので通知します。
理由により申請を却下

指 定	指 定 番 号	
	法人の名称又は商号	
	法 人 の 住 所	
	事務所又は営業所の 所 在 地	
	業 務 内 容	
	指 定 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	指定にあたっての 要件その他の事項	
却 下	理 由	

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、

市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第5条関係）

上越市空き家等管理活用支援法人名称等変更届出書

年 月 日

（宛先）上越市長

法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

次のとおり空き家等管理活用支援法人の名称等に変更があったので届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 す る 事 項	該当する□にレ印を記入してください。 ☐ 名称又は商号 ☐ 住所 ☐ 事務所又は営業所の所在地	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

第4号様式（第5条関係）

上越市空き家等管理活用支援法人業務変更届出書

年 月 日

（宛先）上越市長

法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

次のとおり空き家等管理活用支援法人の業務の内容に変更があったので届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

第5号様式（第6条関係）

上越市空き家等管理活用支援法人業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）上越市長

法 人 の 住 所

法人の名称又は商号

代 表 者 氏 名

次のとおり空き家等管理活用支援法人の業務を廃止したので届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

第6号様式（第9条関係）

上越市空き家等管理活用支援法人指定取消通知書

年 月 日

様

上越市長

年 月 日付け第 号で通知した空き家等管理活用支援法人の指定について、次のとおり取り消したので通知します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
指 定 取 消 の 理 由	

（付記）

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつ

たことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。